

中種子町農業委員会総会議事録

1. 令和4年12月23日第29回中種子町農業委員会総会を防災センター1階・第1会議室に会長これを招集する。

2. 出席委員

鳥居幸洋・梶原誠・中島秀人・濱田英樹
鮫島安平・中崎和行・上妻廣美・花野進
鎌田正司・永浜三津子・濱脇嘉則

出席推進委員

有留惣一郎・梶原哲朗・平山信一郎
美原康幸・池山久志・塩浦守男

2. 欠席委員

森山昭市・秋田澄徳

欠席推進委員

増野幸孝・松原浩則

4. 日程 第1 会議録署名委員の指名

日程 第2 会期の決定の件

日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について

日程 第4 議案第2号 農地法第5条申請について

日程 第5 承認第1号 農用地利用集積計画の一部変更について

日程 第6 承認第2号 農用地利用集積計画及び配分計画の承認について

日程 第7 承認第3号 令和3年度中種子町地籍調査事業による地目変更について

5. 議事

(事務局長)お疲れ様です。ただいまから、令和4年第29回中種子町農業委員会総会を開会致します。はじめに、会長からご挨拶をお願い致します。

(会長) 挨拶

(事務局長)ありがとうございました。本日は、11番秋田委員と12番森山委員から欠席の旨通告がありましたのでご報告致します。出席委員は13名中11名で、定数に達しておりますので、総会は成立をしております。推進委員につきましては、3番増野推進委員と4番松原推進委員から欠席の旨通告がありましたので、報告致します。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長をお願い致します。

(議長)これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

日程第1, 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は, 農業委員会会議規則第10条の規定によって, 6番鮫島委員, 7番中崎委員を指名します。

日程第2, 「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は, 本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認め, 会期は本日1日間に決定しました。

日程第3, 議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。本案について, 事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい, 事務局です。資料の1ページをお開き下さい。議案第1号, 農地法第3条申請について説明致します。所有権移転2件, 筆数8筆, 面積17,183㎡, 畑17,183㎡。貸借権2件, 筆数1筆, 面積15,107㎡, 畑15,107㎡。計, 件数4件, 筆数9筆, 面積32,290㎡, 畑32,290㎡です。これらの件につきましては農地法第3条第2項には該当しないため, 許可要件を満たすと考えます。ご審議の程, 宜しくお願い致します。

(議長) 順位1について, 担当調査委員の3番中島委員から説明をお願いします。

(3番委員) はい, 3番中島です。議案第1号順位1について説明を致します。去る12月7日, 譲受人, ○○○○さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在, 大字○○, 字○○○, 地番○○○○, 地目畑, 面積○○○○㎡です。譲渡人住所 中種子町○○○○○○番地○○, ○○○○さん。譲受人, 住所 中種子町○○○○○○番地, ○○○○さん。申請理由は, 譲渡人が贈与, 譲受人が受贈となっています。今回の申請につきましては, 譲受人と譲渡人の父の世代で売買が行われており, 支払も済んでいるため無償での所有権移転となっております。場所につきましては6ページをご覧ください。○○集落の○○○○から北へ○○mほど行った所に十文字があります。その十文字から○○の方に約○○mほど行った所に譲受人の自宅があり, その自宅からある○へ○○m行った所にあります。調査の結果, 耕作等については申請者本人が行い, 農業機械については譲渡人の○○さんの機械を借りて作業を行う予定とのことです。また取得後の下限面積も超えており, 申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われま。委員の皆様のご審議を宜しくお願い致します。

(議長) ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。次に順位2について, 10番鎌田委員から説明をお願いします。

(10番委員) はい。10番鎌田です。議案第1号順位2について説明を致します。去る12月11日, 譲受人, ○○○○さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在, 大字○○, 字○○, 地番○○○○-○, 地目畑, 面積○○○○㎡。同字, 字○○○, 地番○○○○, 地目畑, 面積○○○○㎡。同字, 地番○○○○, 地目畑, 面積○○○○㎡。同字, 字○○, 地番○○○○○○-○, 地目畑, 面積○○○○㎡, 同字, 地番○○○○○○-○, 地目畑, 面積○○○○㎡。同字, 字○○, 地番○○○○○○-○, 地目畑, 面積○○○○㎡, 同字, 字○○, 地

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。議案第1号については、許可することにご異議はありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって、議案第1号「農地法第3条申請について」の所有権移転2件と貸借権2件については、許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第2号「農地法第5条申請について」を議題とします。本案順位1について、事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい事務局です。資料の8ページをお願いします。議案第2号、農地法第5条申請順位1について説明致します。譲受人〇〇〇〇〇〇さん、住所中種子町〇〇〇〇〇〇番地〇〇、譲渡人〇〇〇〇〇〇さん、住所中種子町〇〇〇〇〇〇番地〇、申請地、大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇、地目畑、地積〇〇〇〇㎡です。転用目的はその他駐車場です。申請理由は、現在土木建築業を営んでおりますが、駐車場が不足しているため、申請地を購入して駐車場として利用したいというものです。土地利用規制等は、都市計画区域内、農振農用地外第2種農地、その他の農地と考えます。棟数、面積等は駐車場1,211㎡となっています。金融機関の残高証明書も添付されており、実現性はありと思われれます。委員の皆様のご審議をよろしくお願い致します。

(議長) 次に、担当調査委員の10番鎌田委員から説明をお願いします。

(10番委員) はい。10番鎌田です。議案第2号農地法第5条申請順位1の現地調査について説明致します。この案件につきましては、先般12月12日午前9時30分より、濱脇会長、森山委員、松原推進委員、事務局、申請人の代理である婿の〇〇〇さん立会いの下、現地調査を実施致しました。場所につきましては、〇〇〇から〇〇〇〇〇〇方向へ〇〇〇〇mほど行きますと、〇〇〇〇〇〇〇〇があります、その裏側になります。申請人は、土木建築業を営んでおりますが、現在駐車場が不足していることから申請地を購入し造成を行い、従業員の車両や業務用の軽トラ等約30台を駐車するという事業計画書が添付されています。申請地は、申請人の土木建築業事務所の近くであり、附近は町営住宅及び譲渡人の宅地であります。資金についても、金融機関の残高証明書が添付され、また被害防除計画書、誓約書も添付されています。現地で検討した結果、周辺への支障もないと思われれます。委員の皆様のご審議をお願いします。

(議長) 現地に同行した委員、事務局から補足説明はありませんか。

(事務局) ありません。

(議長) これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。議案第2号については、許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって、議案第2号「農地法第5条申請について」は、許可することに決定しました。次に日程第5、承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい事務局です。資料の9ページをお開きください。承認第1号, 農用地利用集積計画の一部変更について説明致します。令和4年12月28日を公告日とする農用地利用集積計画の一部変更については, 件数3件, 筆数10筆, 変更面積28,944㎡, 契約年数10年の合意解約になります。詳細につきましては, 12ページから15ページに添付してあります。委員の皆様のご審議をよろしくお願い致します。

(議長) これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については, 承認することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって, 承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」は, 承認することに決定しました。次に日程第6, 承認第2号「農用地利用集積計画及び配分計画の承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい事務局です。資料の16ページをお開きください。承認第2号農用地利用集積計画及び配分計画について説明致します。令和4年12月28日を公告日とする利用権設定, 貸借権2件, 筆数4筆, 面積7,926㎡の農用地利用集積計画及び配分計画を定めたいので承認を求めます。詳細については17ページから22ページに添付してあります。なお, 全て中間管理事業法の集積一括方式による貸借で, 配分計画を含んでおります。委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。

(議長) これから貸借権順位1について審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号順位1については, 承認することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって, 承認第2号「農用地利用集積計画及び配分計画の承認について」の貸借権順位1は, 承認することに決定しました。

(議長) ここで, 農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により, 14番濱脇は退出します。進行につきましては, 職務代理者の花野委員に申し上げます。

(14番濱脇委員が退室)

(議長) それでは, 花野が議長を務めさせて頂きます。座って進行させて頂きます。これから審議を行います。貸借権順位2について質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号の貸借権順位2については, 承認することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって, 承認第2号「農用地利用集積計画及び配分計画の承認について」の貸借権順位2は, 承認することに決定しました。以上で私の職務は終了しました。ご協力ありがとうございました。それでは, 会長と席を

交代します。

(14番濱脇委員が入室)

(議長)次に、日程第7、承認第3号「令和3年度中種子町地籍調査事業による地目変更について」を議題とします。本案について事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい事務局です。資料の23ページをお開きください。承認第3号、令和3年度中種子町地籍調査事業による地目変更について説明致します。この案件につきましては、農地整備課地籍調査係より国土調査法による地籍調査を実施した結果の地目変更についての通知、照会があり、確認を実施した案件になります。24ページから65ページの中で、農地から農地以外へ変更になったものが377筆、調査後の面積が137,525.26㎡。農地以外から農地へ変更したものが25筆、調査後の面積が51,021㎡となっております。地区については、大字増田の一部と大字坂井の一部であり、大字増田については空港内となっております。委員の皆様のご審議をよろしくをお願いします。

(議長)次に、担当調査委員の13番永浜委員からの説明をお願いします。

(13番委員)はい。13番永浜です。承認第3号、令和3年度中種子町地籍調査事業による地目変更について説明致します。この案件については、先般12月12日午前10時より、会長、鳥居委員、塩浦推進委員、農地整備課地籍調査係職員、事務局の立ち合いのもと現地調査を実施致しました。調査の結果、24ページから65ページに記載されている地目の変更については、地籍調査のとおりであることを確認致しました。委員の皆様のご審議をよろしくをお願いします。

(議長)現地に同行した委員・事務局から補足説明はありませんか。

(委・事)特にありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第3号については、承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第3号「令和3年度中種子町地籍調査事業による地目変更について」は、承認することに決定しました。

これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和4年第29回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦勞様でした。